

第 40 号 取り調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書提出の件

自民党県議団の採決…**反対**

警察庁が設置した有識者会議は、治安水準を落とすことなく取り調べの可視化を実現するための方策について議論を重ねた結果、供述の任意性や信用性の立証という観点から可視化の効果を認め、録音・録画の試行対象や範囲を拡充するよう提言しましたが、事件関係者のプライバシーの侵害、カメラの前で供述が得にくくなることによる真相解明機能の低下、録音・録画に伴う人的・物的負担などの弊害も指摘し、録音・録画の義務づけや、全過程一律の適用は提言していません。

我が国では、諸外国と比べておとり捜査が禁じられているなど捜査手法が限られており、犯罪検挙において取り調べが特に重要な役割を果たしています。わが国における取り調べ可視化導入は、司法制度全体の中で判断すべき課題であり、現在、法務省法制審議会では、この認識のもと、録音・録画のあり方を含め、時代に即した新たな刑事司法制度の構築に向けた審議を行っているところです。

虚偽自白や冤罪の防止における可視化の意義や有効性は認められるものの、弊害も指摘されており、性急な全面可視化の法制化は治安水準の低下にも繋がりがねないことから、法務省での議論の進展や、警察での録音・録画の試行成果を検証して慎重に判断すべきであると考えます。従って、本件請願の趣旨には賛同できないと判断致しました。